

マイナンバーカード受け取りのための臨時窓口を開設します

確定申告時期に合わせて、マイナンバーカードの休日受取窓口を開設します。交付通知書(はがき)を受け取られた人で、平日にご来庁いただくことができない人は、あらかじめ専用ダイヤル(☎63-7160)でご予約のうえ、市役所1階総合窓口センターへお越しください。

臨時窓口の開設日
2月23日(土)、3月3日(日)、10日(日)
(いずれも午前9時から正午まで)
 ※平日と同様、電話予約が必要です。マイナンバーカード受取以外の業務は行っておりません。ご注意ください。

マイナンバーカードは、マイナンバー通知カードと共に送付された「個人番号カード交付申請書」を使い、パソコン・スマートフォン・マイナンバー郵便などで申請できます。(申請書を紛失された場合は、お問い合わせください。)



申請をいただいてから受け取りまで、1カ月程度かかります。マイナンバーカードがあれば、身分証明や確定申告の電子申告、コンビニエンスストアでの住民票の写しなど各種証明書の取得が可能です。

ご不明な点など詳しくは、

名張市 マイナンバー **検索** ◀
 ☎ 総合窓口センター ☎ 63-7160

【税申告用】国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料額通知を送付

平成30年中に納付された下記の保険税額などの通知を、**1月18日(金)に発送**します。確定申告などにご利用ください。

なお、市からの通知には年金天引き(特別徴収分)による納付分は表示されていません。年金の源泉徴収票でご確認ください。

- ▼ 国民健康保険税額(普通徴収分)のお知らせ
 ☎ 収納室 ☎ 63-7439
- ▼ 介護保険料額(普通徴収分)のお知らせ
 ☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599
- ▼ 後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)のお知らせ
 ☎ 保険年金室 ☎ 63-7105

後期高齢者医療制度医療費通知を1月下旬に送付します

三重県後期高齢者医療制度の加入者に、健康の大切さを改めて確認いただくため、平成30年1月から9月までの「医療費のお知らせ」を送付します。(1月下旬)

また、今年度からは「医療費控除の明細書」として確定申告の際に利用できます。10月～12月分については、従来通り医療機関からの領収証を基に確認してください。

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課
 ☎ 059-221-6884

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

☎ 課税室 ☎ 63-7429

- 変更点① 配偶者特別控除の満額38万円(所得税)を適用できる配偶者の年収が150万円まで拡大しました。
- 変更点② 納税者本人の所得が1000万円を超える場合、配偶者控除および配偶者特別控除は消失します。(変更前：配偶者特別控除のみ消失)
- 変更点③ 納税者本人の所得に応じて両控除額が減少します。(変更前：減少なし)

	配偶者の合計所得金額 (給与収入金額)	納税義務者の合計所得金額 (納税義務者の給与収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	70歳未満 33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)	
		70歳以上 38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)	
配偶者特別控除	38万円超85万円以下 (103万円超150万円以下)	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)	対象外
	85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)	
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下 (160万円超166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (166万8千円以上175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (175万2千円以上183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (183万2千円以上190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (190万4千円以上197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円	
	123万円超(201万6千円以上)				

※ () 書きは所得税での控除額。記載がないものは住民税と同額



国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です。

<国民年金保険料納付額> 平成31年度(4月～翌年3月)の国民年金の保険料は、**月額16,410円**

	納付期限 または振替日	納付書納付・クレジットカード納付		口座振替納付	
		納付額	割引額	納付額	割引額
当月末納付	当月末	16,410円	なし	16,360円	50円
6カ月前納	4月末 10月末	97,660円程度	800円程度	97,350円程度	1,110円程度
1年前納	4月末	193,430円程度	3,490円程度	192,800円程度	4,120円程度
2年前納	4月末	380,550円程度	14,490円程度	379,310円程度	15,730円程度

※保険料の納付額や割引額は、1月下旬ごろ確定します。

口座振替の申込…上期6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納は2月末まで、下期6カ月前納(10月分～翌年3月分)は8月末までに年金事務所か、金融機関へ

※手続きには基礎年金番号と通帳、銀行印が必要です。☎ 津年金事務所 ☎ 059-228-9112

■ 産業振興センターアスパ(南町)での年金相談 ※相談の定員は各回50人程度
 日時 2月12日(火)、26日(火) 午前10時～午後2時45分

■ 津年金事務所での相談はご予約を! ☎ 予約専用電話 ☎ 0570-05-4890
 ☎ 03-6631-7521

